

会議名	第 28 回 堺市同和行政協議会		
令和7(2025)年3月28日(金) 午後2時00分～午後3時30分	会議場所	堺市役所 本館地下1階 大会議室東西	
出席者			
(委員) 小堀清次会長、井藤良子副会長 井上和希委員、田村登貴子委員、中田理恵子委員、小林晶子委員、小山敏美委員、 白本忠史委員、納谷通弘委員、上野充司委員、小野伸也委員、兼城 剛委員、 白江米一委員、西川良平委員、西田浩延委員、藤本憲委員、山崎 光委員、中山 均委員 (堺市) 黒田ダイバーシティ推進監、濱ダイバーシティ推進部長、 坂本ダイバーシティ企画課参事、六波羅ダイバーシティ企画課参事、 中村人権推進課長、高坂住宅部長、森下住宅部部理事、岩田住宅改良課長、 河合大仙西地区整備室長、加藤公園監理課長補佐、吉田大浜公園事務所長代理、 辻学校教育部部理事、田中人権教育課長 (傍聴人) 2名			
案 件	(1)インターネットと人権に関するご講演 表題：「インターネットと人権」～情報流通プラットフォーム対処法の実効性～ 講師：佐藤佳弘さん (株式会社情報文化総合研究所代表取締役) (2)本市の同和問題解決に向けた効果的な取組について 前回審議での質問事項 (3)その他		
会 議 内 容			
事 務 局	定刻になりましたので、ただいまより第 28 回堺市同和行政協議会を開催させていただきます。 委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。進行を務めますダイバーシティ企画課当間です。よろしくお願ひします。 本日は 18 人の委員が出席されております。本協議会条例第 5 条第 2 項の規定による定足数に達していることをご報告申し上げます。 まず、会議に先立ちまして、令和 7 年 1 月 1 日付けで堺市同和行政協議会条例第 3 条第 1 項第 1 号に定めた委員、井上和希委員、中田理恵子委員をご委嘱申し上げましたので紹介させていただきます。 なお、本日久保委員が欠席のご連絡をいただいております。		

それでは本日の協議会の流れですが、この後「インターネットと人権」と題しましてオンラインによりご講演いただきます。

次に、本日の資料を確認させていただきます。次第、講演資料を配布しておりますが、不足等はございませんでしょうか。

【資料（次第・レジュメ等）確認】

なお、本日ご審議いただきました内容は会議終了後会議録を作成し、市ホームページ等において公開いたします。

本日の会議録の署名につきましては、以前より会長ともう 1 名ということになっております。前は小林委員でしたので、本日ご出席の委員から、五十音順の続きで小山委員にお願いします。

また、本日の当審議会の傍聴の方は 2 名でございます。なお、傍聴の方におかれましては、事前にご確認いただきました傍聴における遵守事項についてご協力よろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして小堀会長よりご挨拶を申し上げます。

小堀会長

改めまして皆様、本日はご多忙の中、本協議会にご出席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。本市の同和問題の解決に向けた取組に関する審議について、より効果的に進めてまいりため本日は公私大変ご多忙の中、佐藤佳弘先生をお迎えしご講演をいただくこととなりました。

本ご講演を通じまして、この間、皆様とご議論を申し上げてまいりましたインターネット上の人権についてしっかりと学び、理解を深めることで、今後の市の取組を考えていく上での参考にしてまいりたいと思います。

先生には後ほど質疑応答にもお答えいただけるお時間を頂戴していると聞きをいたしておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

事務局

それでは本日ご講演をしていただきます、佐藤先生とおつなぎいたします。

では、講演に先立ちまして講師のご紹介をいたします。レジュメの最終ページの方にもございますが、講師の佐藤佳弘様は株式会社情報文化総合研究所代表取締役で、武蔵野大学名誉教授でいらっしゃいますほか、様々なご活躍をされています。

またインターネットにおける人権侵害と現代社会でのインターネット社会の問題点をわかりやすく解説されています。本市におきましても、令和 3 年

佐藤 講師	<p>度の第2回人権教育セミナーにおいて「コロナと人権」と題してご講演をいただいております。</p> <p>本日は「インターネットと人権」と題しましてご講演をいただきます。講演のあとは、質疑応答などの時間も設けております。それでは佐藤先生よろしく願いいたします。</p> <p>【講演】 「インターネットと人権」～情報流通プラットフォーム対処法の実効性～ 講師：佐藤佳弘さん (株式会社情報文化総合研究所代表取締役) (講演内容省略)</p>
小堀 会長	<p>佐藤先生、大変貴重なお話をありがとうございました。</p> <p>4月から施行される情報プラットフォーム対処法に至っては、内容が盛りだくさんで頭が一杯ではありますが、本当に示唆に富んだお話しをいただきましてありがとうございました。</p> <p>それでは、質疑応答にお答えいただける時間を頂戴しておりますので、皆様からご感想あるいはご意見等をお聞かせいただきたいと思っております。ご挙手いただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
山崎 委員	<p>堺市会議員の山崎です。貴重なご講演ありがとうございました。私も先の議会でハラスメントに関する質疑をしたところでございます。差別とかそういう権利侵害の部分に関しては、どういうふうなところからが線引きとなるのかが結構曖昧であると思うんですけど、しっかり教育とか研修を経て、みんなに知ってもらうことが大切だなと今回改めて感じました。</p> <p>今後の議会活動にも生かしてまいりますのでしっかりと勉強していきたいと思っております。本当に今日はありがとうございました。</p>
小堀 会長	<p>山崎委員、感想ということでよろしいですか？</p>
山崎 委員	<p>はい。感想です。</p>
小堀 会長	<p>ありがとうございます。他にございますでしょうか。 私から1点伺いしてもよろしいでしょうか。</p>

佐藤講師	はい、よろしくお願いします。
小堀会長	<p>先ほどあった肖像権侵害の部分なんですけれども。実際に盗撮をしてもそれを罪に問うことはできないと。そうした現状の中で、東京都であったり、迷惑行為防止条例を作ったりということで、それを禁止しようというような動きがあるように側聞をしているんですけれども。今日お話を伺って、やはり差別禁止法の制定が求められているんだろうと思うんですけれども。</p> <p>我々地方自治体としてどういった形で、法律の穴を少しでも埋めにいけるのかっていうところについて、ご示唆いただけたらありがたいなと思います。</p>
佐藤講師	<p>写真撮影についての肖像権侵害は、盗撮についてはもう各自治体が条例を持っておりまして、迷惑防止条例などで対応がされてきております。盗撮も刑法上の犯罪となりましたから、刑事上の責任も問うことができます。</p> <p>どちらでも対応できるかと思っておりますので、皆さん動きやすくなっているのではないかなと私は思っております。お答えになっていきますでしょうか。</p>
小堀会長	<p>盗撮の方は、まさに先生がおっしゃった通り、国のルールがない中で自治体が、東京都がまず先頭を切りまして条例制定に動いたという。後から国が追いかけてきたということもあったかと思うんですけど。</p> <p>同じように今、先生にご紹介いただいた情報流通プラットフォーム対処法では、だいぶ穴の開いた法律になってしまっているなと感じました。</p> <p>そこを我々地方公共団体が何らかの条例でもって、少しでも埋められるような方法が、もしあるのであればご教授いただきたいなと思ひまして、お尋ねいたしました。</p>
佐藤講師	<p>来月から施行される情報流通プラットフォーム対処法の足りない部分を埋めるため自治体として何かできるかというご質問ですね。</p> <p>情報流通プラットフォーム対処法の開いてる穴っていうのは、先ほど実効性としてお話しした10項目なんです。あの10項目を地方公共団体が埋めようとするのはかなり大変なことになるかと思っています。</p> <p>それぞれ法の根拠がなかったり、法の穴があったり、対象にしているのは大規模事業者だけだったりというふうな限られたものになっているので、この穴を埋めようとする行為は大変難しいと思います。</p> <p>この法の穴を埋めようとするのではなく、地方公共団体が何か取組をしよ</p>

うとするのであれば、この法律に基づいてではなく大阪の方で行われている訴訟がありますよね。削除のための仮処分や訴訟等で攻めるのが一番効果的だと私は思います。今の法律上で権利侵害だということを判定して削除に持って行くのは、事業者にとってかなりリスクになります。法的な裏付けがないまま、権利侵害による削除を行わないといけなくて、そのリスクを背負って削除しなくてはいけなくなりますので、そちらに代わって、実際に目の前で起きている差別情報に対して、削除の仮処分だとか訴訟を進めていく方が私は効果的だと思います。

判例が積み重なっていくと、その判例がサービス事業者を動きやすくします。いまサービス業者が何か抛り所を探そうとしましたら、やはり判例なんですね。だから、判例を皆さんで積み重ねていく。それをもって、サービス業者に削除を求めていくということがいいんじゃないかなと思います。

小堀会長

ありがとうございました。中田委員。

中田委員

ご講演、ありがとうございました。大変勉強になりました。先生が今お答えになった判例を積み重ねること、実績を積み重ねてそれが事例になっていくっていうことだったんですけれども。

大阪、埼玉、新潟と SNS での被差別部落をさらすことに対する削除裁判を起こしております。大阪では7、8年期間を要しております。裁判費用が非常に大変で、裁判を起こす当事者も非常に疲れてしまうんですね。そういうことをなるべく少なくして、先ほど会長がおっしゃったように地方の議会で条例を変えていって積み上げていくとか、それを国に持っていくとか、そういう戦いの方向というか、そういうのも考えられなくはないでしょうか。それが質問です。

佐藤講師

はい、ありがとうございます。

このネット上の情報流通を正常化に向かわせるための取組というのがあるんです。それは国がやるべきこと、公共団体がやるべきこと、そしてそれぞれの人権の担当者がやっていくこと、それぞれ取組があり講演してきています。

その中で一つ紹介しますと、地方公共団体がやるべき行動・取組としましては、国に対して要望書を出すということです。それは各自治体ごとに出すよりも、協議会だとか県レベルで出していただきたいんです。それを出している例がいくつかありますので。大阪でもおそらく出していましたよね、各地

から国に対して要望書を出していただきたいんです。「実質的な対処ができるようにしてほしい」ということを要望していただきたいです。それが一つありますね。

それから、削除しやすくするための方法として一つをご紹介しますと、事業者が困るのは、法律上の要件に権利侵害という要件を定められている点なんです。これは裁判所が判定するものなので、一民間企業であるサービス事業者が判定するのが大変難しい。それは総務省自身認めてるんですけども。

一民間企業に判定させるのではなく、それらを審議する審議会なり、審査会などを自治体で作っていただきたいです。そこで専門家を組織して、その専門家に審議させて、これは権利侵害だということをその審議会でお墨付きを与えてあげれば、民間企業も動きやすくなります。

大阪ではすでにヘイトスピーチでやられてますよね。あのヘイトスピーチの委員長の方は、私も一緒に仕事した方なので知ってるんですけども。そのような一種の第三者機関のようなところ、専門家によって組織されたところで権利侵害が行われているということを判定してあげるということも必要になりますので、それをもって民間企業・サービス事業者に権利侵害と言えるんだということを示してあげることが、削除しやすくなる方向になります。

中 田 委 員 ありがとうございます。

小 堀 会 長 他にどうでしょうか。特によろしいですか。

佐 藤 講 師 複雑な問題ですので、様々な疑問とかもあるかと思います。今日の配布資料に私のメールアドレスを書いておりますので、後日なにか思い浮かんだことがありましたら、遠慮なくメールでもお送りください。対応させていただきます。

小 堀 会 長 ありがとうございます。本当に大変ご親切なお申し出をいただきまして、ありがとうございました。

佐藤先生におかれましては、公私ご多忙の中、本協議会の講師を快くお引き受けいただき、また我々事務方の手違いで通信環境が悪い中、大変聞き取りにくい中でございましたけれども、ご質問等にも真摯にお答えいただきましたことを本協議会を代表いたしまして、心からお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

拍手をもってお礼に代えさせていただきます。ありがとうございました。

	<p style="text-align: center;">【拍手】</p> <p style="text-align: center;">【リモート終了】</p>
事務局	<p>皆さんお疲れ様でした。講演はこれで終了です。引き続き議事に入りますので、少しこのままお待ちください。</p>
小堀会長	<p style="text-align: center;">【準備】</p> <p>お待たせいたしました。では、小堀会長に議事進行をお願いいたします。</p> <p>大変お疲れのところ失礼いたします。引き続きまして議事の方を進めてまいりたいと思います。</p> <p>それでは案件(2)の「本市の同和問題解決に向けた効果的な取組について」でございます。前回ご質問いただきました件について、皆様との情報共有をしてみたいと思いますので、事務局よりご説明のほどお願いいたします。</p>
坂本ダイバーシティ企画課参事	<p>ダイバーシティ企画課の坂本です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。</p> <p>それでは、案件2「本市の同和問題解決に向けた効果的な取組について」ご報告させていただきます。11月14日に開催いたしました前回の協議会においてご質問があった項目につきまして、担当課に確認いたしましたので情報共有させていただきます。</p> <p>前回案件(3)「大仙西校区まちづくりランドデザイン」の中で、藤本委員より「既存の公園について老朽化が進んでいると見受けられるが、何か計画があるのか」とのご質問をいただきましたが、その場でお答えできませんでしたので、協議終了後、担当課の公園緑地部公園監理課に確認いたしました。</p> <p>既存の公園について再整備やリニューアルの計画はありませんが、施設の点検を実施し優先順位を定めた上で補修などを実施しているとのことでした。</p> <p>この件につきましては、前回協議会終了後、藤本委員と小堀会長にご説明させていただきましたが委員の皆様にも情報共有させていただきます。</p> <p>説明は以上です。</p>

小堀会長	<p>ただいまご報告がございました点について、ご意見等はございませんでしょうか。藤本委員よろしいですか。他の皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>特に他にご意見がないようでございます。他にご意見あるいはご感想がなければ先に進めたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは進行の方お願いします。</p>
事務局	<p>今年度この協議会でご審議いただきました審議内容につきましては、昨年度同様、令和6年度の報告書という形で小堀会長に内容をご確認いただき、この会議録とともに市ホームページ等で公開をさせていただきます。</p> <p>また次回の同和行政協議会の開催は、来年度に入ってから予定しておりますので、ご連絡をさせていただきます。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
小堀会長	<p>ありがとうございます。委員の皆様何かご質問ご意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは他にご意見がございませんようでしたら、これをもちまして第28回堺市同和行政協議会を終了させていただきます。皆様、本当にありがとうございました。</p>